

一般社団法人日本口腔検査学会認定医制度規則施行細則

第1章 総則

第1条

一般社団法人日本口腔検査学会認定医の認定医制度の施行にあたり、次の規則に定めた以外の事項については、施行細則に従うものとする。

第2章 認定医および認定歯科衛生士認定試験および認定医の認定

第2条 認定医および認定歯科衛生士認定試験問題の作成は認定医委員会がその業務を行う。

第3条 規則第6条第6項の業務に必要な小委員会の設置は、委員長に一任する。

第4条 認定医の認定申請期限は、原則毎年7月15日とする。

第5条 認定医および認定歯科衛生士認定試験の受験を希望する者は、規則第8条に定めた申請書類を本学会ホームページからダウンロードの上、必要事項を記入して当委員会に提出する。

第6条 規則第7条4項に基づく本学会所定の単位は30単位以上とし、次の各号により算定する。本学会認定医講習会出席および本学会学術集会の参加は必須である。

また、関連学会（日本歯科医学会における専門および認定分科会をいう）の業績は、口腔検査に関連する内容が含まれることで単位として算定できる。その場合は内容の証明が可能なプログラムや抄録、論文などを提出する。

1. 日本口腔検査学会（以下「本学会」という）認定医講習会の受講 5単位（申し込み必須）
2. 本学会学術大会への出席 10単位
 - a. 本学会学術大会への出席 10単位（10単位以上必須）
 - b. 関連学会への出席 5単位
3. 本学会・関連学会での発表
 - a. 本学会学術大会発表（口演発表、ポスター発表、シンポジウムを含む）
演者 5単位（5単位以上必須）、共同演者 3単位
 - b. 関連学会での発表（口演発表、ポスター発表を含む）
演者 5単位、共同演者 3単位
4. 論文発表
筆頭著者または Corresponding author 10単位、共著者 3単位

第3章 認定医証発行・更新

第7条 規則第8条に定める申請料は次の通りとする。

1. 認定医の認定試験受験料 10,000円

- 認定歯科衛生士の認定申請時における申請料および受験料 5,000 円
2. 認定医および認定歯科衛生士認定書交付時における認定料 10,000 円
 3. 認定医の更新申請時における申請料 10,000 円
- 認定歯科衛生士の更新申請時における申請料 5,000 円

第 8 条 前条に定める既納の手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

第 9 条 認定医および認定歯科衛生士の資格の更新にあたっては、5 年間に細則第 6 条の規程単位から総計 30 単位以上を修得しなければならない。

第 4 章 規則の変更

第 10 条 この細則は、委員会および理事会の決議を経て変更することができる。

附則

第 1 条 本規則細則は平成 24 年 8 月 26 日に制定し、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

第 2 条 初年度は暫定期間とし、理事が暫定的に認定制度委員を務め、書類審査によって認定医を認定する。試験は、平成 25 年度から本格的に施行する。

第 3 条 本規則細則は、令和 3 年 3 月 18 日に改定、令和 3 年 3 月 18 日から施行する。